

## 広島県病院事業管理規程第四号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年十一月二十九日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

### 広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項第四号を削り、同項第三号中「若しくは」を「又は避難のための」に改め、「又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち管理者が定めるもの」を削り、「前二号に掲げるもの」を「前各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うもの」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）を「本部長指示」に、「同法」を「原子力災害対策特別措置法」に改め、「又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち管理者が定めるもの」を削り、「前号に掲げるもの」を「前三号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

三 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前二号に掲げるものを除く。）

附則第五項第一号中「二万円（心身に著しい負担を与えると管理者が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額）」を「一万三千三百円」に改め、同項第二号中「五千円」を「三千三百円」に改め、同項第三号中「前項第二号」の下に「及び第四号」を加え、「二万円（心身に著しい負担を与えると管理者が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）」を「六千六百元」に改め、同項第四号中「前項第二号」の下に「及び第四号」を加え、「二千円」を「千三百三十円」に改め、同項第七号を削り、同項第六号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 前項第三号の作業のうち屋外において行うもの 三千三百円  
六 前項第三号の作業のうち屋内において行うもの 六百六十円

附則に次の一項を加える。

(勤勉手当の成績率に関する特例)

9 指定職職員及び第十七条の規定により管理職手当を支給される職員以外の管理者が認める職員に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、平成二十四年六月二日から平成二十五年六月一日までの間、百分の六十四・五以上百分の七十四未満の範囲内で管理者が定める割合とする。

別記様式第五号中「~~第13条の2~~」を「~~第14条~~」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の附則第九項の規定は、平成二十四年六月二日から適用する。